

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分及び法63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った、法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（令和5年9月20日付〇〇号。以下「本件処分1」という。）及び法63条の規定に基づく返還金額決定処分（2023年10月6日付〇〇号。以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それらの取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 令和5年3月から7月までの障害年金が一括で入金されたところ、その全額の返還を求められる一方で、障害者加算の認定は2か月前までしか遡らないこととなった。

問答集問13-2（答）は最低生活費の遡及変更は3か月程度とする一方、問答集問13-6（答）は年金の過払返還について受給権発生日まで遡るとしているが、これらは整合性を欠くものだから、同時に適用するべきではない。

本来、障害者加算は、障害があることによって余計にかかる生活費（障害需要）への補填が目的である。3月から障害年金2級と認められているのに、障害者加算で補填ができない期間が生じているのはおかしい。

年金額改定の審査が3か月で終わった者には早期に加算が付くのに請求人のように審査に6か月を要した者には4か月分の加算が付かな

い。行政の都合による審査遅延で不利益が生じるのは、憲法14条の平等原則に反する。

加算と返還の適用期間は同一にすべきであり、返還を2か月分にとどめるか、加算を同年3月まで遡及して認定するか、いずれかに是正することを求める。

- 2 本件処分2に係る自立更生免除の説明を受けていない。説明があれば、事故の危険がある家電の買い替えや生活維持に必要な費目について免除を申請していたはずである。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月18日	諮問
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（生活保護法による保護の基準。昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各

号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 障害者加算

ア 保護基準別表第1・第2章・2・(2)・イは、障害者加算の一つとして、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者を対象としている。

イ 保護基準は、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇市は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとし（保護基準別表第9・1・(1)）、同地域における上記アの障害者加算額は、月額17,870円としている（保護基準別表第1・第2章・2・(1)。在宅）。

ウ 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2（答）は、扶助費の追加支給の限度について、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとする。ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとする。

(3) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(7)は、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとし

ている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・
援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法6
3条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用
返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただ
し、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著
しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額
から控除して差し支えない」とし（以下、この取扱いを「自立更生
免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「④当
該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであ
って、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度とし
て保護の実施機関が認めた額」、「⑥当該収入があったことを契機
に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から
判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が
認めた額」等が挙げられている。また、課長通知1・(2)は、遡及し
て受給した年金収入に係る自立更生免除の取扱いについては、上記
の課長通知1・(1)の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受
給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対
応することが求められるとしている。

エ 問答集問13-6（答）・(1)は、法63条に基づく費用返還請求
の対象となる資力の発生時期について、「年金受給権は、裁定請求
の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生してい
たものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた
日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと
して取り扱うこととなる。」としている。

オ 課長通知1・(2)・(ウ)は、遡及受給した年金収入に係る法63条
の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「年金受給権発生日が
保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と
対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護
費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」としている。

(4) 次官通知、課長通知及び問答集の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づ
く法の処理基準である。課長通知は、地方自治法245条の4第1項

の規定に基づく技術的な助言である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容は妥当なものであると認められる。

2 本件処分1について

- (1) 国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書によると、請求人の障害の等級は「2級16号」であるから、請求人は保護基準別表第1・第2章・2・(2)・イに定める障害のある者(1・(2)・ア)に該当すること、請求人は〇〇市の居宅において保護を受けていることからすると、請求人の障害者加算額は月額17,870円(1・(2)・イ)であると認められる。
- (2) 処分庁は、本件各通知書を令和5年9月12日に收受しており、これにより上記(1)の事実を把握したのであるから、発見月(1・(2)・ウ)は同年9月である。

なお、保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかであると認めるべき事情はないから、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない旨の定め(同)を適用することはできない。

- (3) そうすると、障害者加算を含む扶助費の遡及支給の限度は発見月からその前々月までとされているから(1・(2)・ウ)、処分庁が、その前々月である同年7月まで遡って請求人の保護費を変更し、障害者加算を扶助することを決定した本件処分1は、上記1の法令等の定めにより適正に行われたものであり、違法・不当な点は認められない。

3 本件処分2について

- (1) 収入認定、資力の発生時期及び費用返還義務について

請求人は、令和5年3月に遡ってその年金額が変更されたことにより、同月から同年7月までの差額229,192円について一括して支払を受けることとなり、同年9月15日に、同金額を受領した。

年金については実際の受給額を収入として認定するとされ(1・(3)・イ)、遡及受給した年金収入に係る資力の発生時期は年金受給権発生日であり、年金支給事由が生じた日とされているから(同・エ)、請求人については、令和5年3月に229,192円の資力が発生していたものとして取り扱われる。

したがって、請求人は、同月から法63条が定める「資力があるに

もかかわらず、保護を受けた」こととなるから、その受けた保護金品（本件年金）に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（同・ア）。

(2) 返還対象額について

年金受給権発生日が保護開始前である場合、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額が返還の対象となる（1・(3)・オ）。請求人については、令和5年4月28日から同年7月31日までに受給した保護費の額が561,264円であり、これは本件年金の額を超えているから、本件年金の全額に相当する額が返還の対象になる（別紙）。

(3) 自立更生免除について

遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応することが求められているところ（1・(3)・ウ）、本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、請求人から自立更生免除について希望がないことを確認していることが認められる。

そうすると、自立更生免除の適用をしなかった処分庁の判断に不合理な点はないというべきである。

(4) 上記(1)ないし(3)によれば、処分庁は、本件年金の全額に相当する額（229,192円）の範囲で返還金額を決定すべきであり、また、自立更生に係る控除額は0円であるから、法63条の規定に基づく返還決定額は229,192円である。

以上のことから、本件処分2は、上記1の法令等の定めにより適正に行われたものであり、違法・不当な点は認められない。

4 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は上記第3・1のとおり、問答集問13-2及び問答集問13-6の各回答に矛盾があり、これらの適用は憲法14条の定めにより反する旨を主張する。

この点、問答集問13-2は、法25条に関する事項を定めるものであり、行政処分の早期確定の要請及び生活扶助が現在の生活困窮に対処する給付である以上、過去分を長期にわたり追加支給するのは制度趣旨に適さないことを理由に、遡及を原則3か月に限定するとしている。

一方、問答集問13-6は、法63条に関する事項を定めるもので

あり、返還額は受給権発生日まで遡るのは、生活保護の補足性の原理を徹底し、資力発生時点の操作を防いで受給者間の公平を図るためであるとしている。

このように、これらの回答は法的根拠及び趣旨を異にするものであり、加算と返還の遡及期間に差が生じることがあっても、平等原則に反するということはできないから、請求人の主張は採用できない。

(2) 請求人は上記第3・2のとおり主張する。

しかし、処分庁が請求人に対して困っていることや足りていない物があるか質問をしており、遡及して受給した年金収入に係る自立更生免除の取扱いについては厳格に対応することが求められること（1・(3)・ウ）を考慮すると、処分庁の上記の対応を理由として本件処分2に違法・不当な点があるということとはできない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙（略）